

後援依頼等の手続きについて

エフエム鹿児島
総務部

・後援依頼を受けようとする場合は、指定の依頼申請書に催事・事業の主旨、内容のわかる資料を添付して申請手続きを行って下さい。

(申請書はWord形式でお渡しすることも出来ます。)

・申請に併せて、申請者が団体の場合は、次の資料を添付して下さい。

1. 団体の定款・設立に係わる趣意書・会則等により存在が明確であり、事業遂行に問題ないと判断できる資料
2. 役員その他事業関係者が、名簿等により確認できる資料

・申請書は承諾手続きの関係上、早めに提出して下さい。

・依頼の内容(主催・共催・協賛・後援等)を記入して下さい。

・後援について

後援とは、その催事・事業等の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めるものです。

・主催・共催について(名義主催・名義共催)

特別な例を除き名義主催・名義共催とし、その催事・事業の実施にあたっては運営及び経費の費用負担、法的な責任等を弊社としては一切負いません。告知料としてご出稿いただき、告知に協力するものです。

・承諾について

承諾は、弊社の内規に従い判断し、承諾書にて通知致します。

承諾基準に合わないとは判断された場合お断りする場合があります。

承諾後であっても不相当と認められるような状況が発生した場合は弊社判断にて取消させて頂く場合があります。

・ポスター・パンフレット等への表記について

会社名はエフエム鹿児島とし、各社と統一をお願いします。(エフエム ㍉㍉ 鹿児島 漢字)

また、他媒体等に記載される場合も弊社会社名を記載していただくようお願いします。

その他判断しにくい場合、^{みゆ-}μFMロゴ等が必要な場合は、総務部までお問合せ下さい。

事前に確認の為、原稿のゲラを提出されることを望みます。

・申請手数料等について

申請手数料につきましては、無料となっております。併せて催事・事業等の告知スポットCMを放送されることをお勧めいたします。(料金をご相談下さい。)

ご記入頂いた個人情報は、後援承諾などの連絡以外の目的には使用致しません。

ご不明な点は、総務部 099-239-1133 までご連絡下さい。

以上